

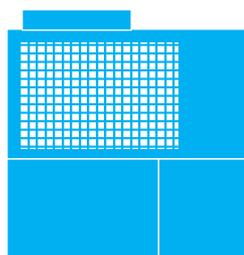
令和4年3月18日
公募開始

令和3年度補正予算

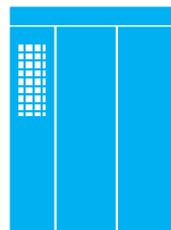
省エネルギー投資促進支援事業費補助金

国内で事業を営む法人と個人事業主の省エネルギー型設備への更新等を支援します。

補助対象設備：高効率コージェネレーション



ガスエンジン式



燃料電池式

※ 産業ヒートポンプ その他設備は申請先が異なるため、ご注意ください。

※対象設備の型番は当センターホームページで公表します。

補助対象事業者

●国内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

但し、大企業については、以下のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。

- 省エネ法の事業クラス分け評価制度において『Sクラス』または『Aクラス』に該当する事業者
 - ・Sクラスについては、公募締切時点で「令和2年定期報告書分」として資源エネルギー庁ホームページにて、Sクラスとして公表されていることが確認できる事業者
 - ・Aクラスについては、「令和2年定期報告書分」でAクラスに分類され、かつ「令和元年度定期報告書分」でSクラスとされた事業者
- 中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度（目標年度）の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者

補助金額

都市ガス振興センターが予め定めた指定設備の能力に基づく定額とし、設備区分毎に補助金額を算出します。

補助金額

=

補助対象設備の能力[kW]

×

能力当たりの
補助金額 [円/kW]

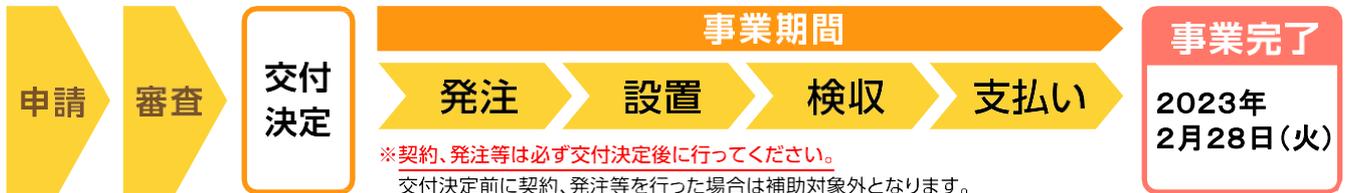
補助金限度額：【上限額】1,200万円/年度 補助金限度額：【下限額】20万円/年度

全体スケジュール

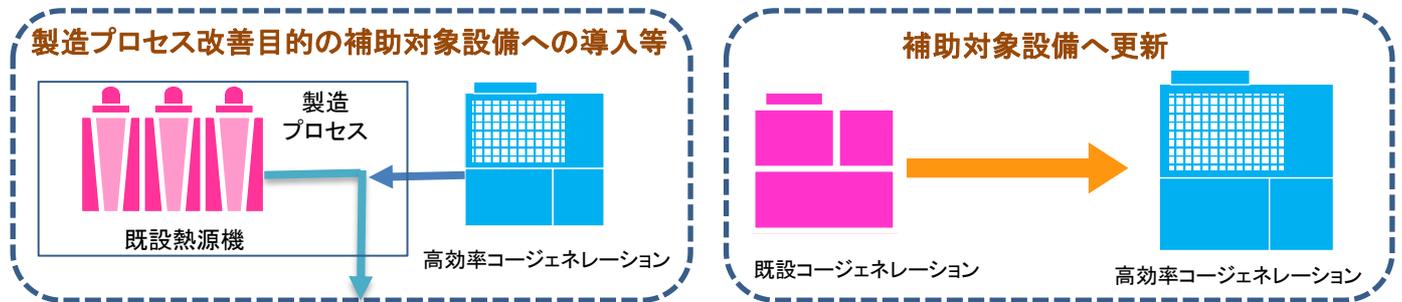
公募説明動画をオンラインにて配信致します。

詳しくはセンターホームページでご確認ください。▶▶▶ <http://www.gasproc.or.jp/>

公募期間	2022年3月18日(金)から5月11日(水)まで
交付決定	2022年5月 下旬
事業期間	交付決定から2023年2月28日(火)まで



補助対象の事例



【注意】次の場合は、補助対象となりません!

- ・新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所へ新たに導入する場合
- ・専ら居住を目的とした事業所における設備更新の場合
- ・故障等の事由により事業活動に供していない設備を更新する場合

留意事項

- ・当資料は事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**公募要領等**をご確認ください。
- ・補助金申請にあたっては、センターホームページにアクセスして、必要な申請ファイル等を取得してください。
- ・補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- ・交付決定した事業者名、補助事業の概要等をセンターのホームページ等で公開します。
- ・事業完了(設置完了、研修、支払完了)後、センターに実績報告書を提出する必要があります。
- ・センター確定検査後に補助金を支払います。
- ・導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- ・設備の稼働後、省エネルギーの実績をセンターに報告する必要があります。
- ・導入した設備を財産処分する場合には、あらかじめセンターの承認を得る必要があります。
- ・補助金を返還いただく場合もあります。

お問い合わせ先 & 受付時間

一般社団法人 都市ガス振興センター 省エネルギー支援事業グループ
〒105-0004 東京都港区新橋3-7-9 川辺ビル5階
TEL 03-6435-7693 FAX 03-3591-8110



[月～金] 9:00～17:20 (12:00～13:00を除く)
(祝祭日・5/1・12/29～1/4を除く)

詳しくは

ホームページ <http://www.gasproc.or.jp> をご覧ください。